

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 特殊勤務手当の見直しについて
交渉日時 平成22年8月30日（月） 15時～17時00分
交渉場所 庁舎8階 大会議室
交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長
蒲原主幹 石田主幹 山田給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等
計14人

| 概要 | 要 |
|--------|---|
| 組合側の主張 | <p>特殊勤務手当の見直しについて交渉を行った。</p> <p>① 7月27日の提起内容は、今までの内容より、改悪の提案となっている。こうしたことは、これまでの交渉ではなかったこと。その理由と提案の位置付けは。</p> <p>② 基本的な考え方として、特殊勤務手当の見直しについては、個々の手当がどうなるのかということをつめ、最終的に全体として総合的に判断するもの。また、職場での議論も十分に行う必要がある。特殊勤務手当の見直しは、各自治体の実態の違いや、現行に至るまでの経過等から水準等が違うため、単純に他団体との比較だけで見直しすべきではない。今後交渉していくうえで、様々な資料の提出を求めていく。廃止した税の賦課手当等は、近隣他市が支給している中で廃止したもの。効果としても、全職員に占める支給対象者の割合を下げているなど、その重みを認識すべき。</p> <p>③ 変則勤務手当は、前回の特殊勤務手当の見直しで、当時の週休2日制等を踏まえ新設した。通常の職場は、土日の連続休暇が取得でき、家族とともに有意義な時間を過ごせるが、変則勤務を要する職場は制約をかけることになる。こうしたやりとりから新設したのが、変則勤務手当。土日を休日とする職員と土日に出勤する職員の休日の価値の違いを尊重すべき。</p> <p>④ 交渉の公開については、基本的には、公開になじまないものと考えている。但し、市長から、交渉の公開の要請があったことは受けとめる。</p> <p>⑤ 本日の交渉を踏まえ、現時点において、日程的に妥結が困難であること、また9月議会の対応は、当局が責任をもって行うべきであることを確認したい。</p> |

| | |
|-------|---|
| 当局の主張 | <ul style="list-style-type: none">① ごみ収集作業手当について、3月議会での付帯決議や、この間の議会情勢から、実施時期を1年前倒しして、平成23年4月1日としたい。② 3月議会では、すぐに特殊勤務手当の見直しをすべきところを、付帯決議で9月議会までとされた。従って、一部でも妥結すれば、9月議会に条例改正案の提出を検討したい。仮に、条例改正案の提出が、9月議会で無理ならば、12月議会には必要と考えている。③ 当局は、現在の社会情勢等がどうなのかを問われる。④ 交渉の公開について、3月議会の付帯決議を踏まえ、9月議会までには、部分的な公開も含め、早期に実施したい。⑤ 確認する。 |
|-------|---|